

特定非営利活動法人ケナフ等植物資源利用による地球環境保全協議会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人ケナフ等植物資源利用による地球環境保全協議会（略称：ケナフ協議会）と称する。

2 本会の英文法人名は、Japan Kenaf Association とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を愛媛県四国中央市川之江町 4084 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、ケナフ等の植物資源利用を通じて地球環境保全を推進するため、これらの紙・パルプ用途を中心とした多角的利用の促進及び関連技術の開発、さらにこれに関わる内外情報の収集・普及に関する事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 科学技術の振興を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 消費者の保護を図る活動

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) ケナフ等植物資源利用に関する研究開発、企業化などについての調査と提言
- (2) ケナフ等植物資源利用に関する異業種間交流の促進
- (3) 国内外におけるケナフ等植物資源利用並びに企業化の動向などの各種情報の収集・提供
- (4) ケナフ等植物資源利用並びに企業化に関するシンポジウムなどの開催と出版物の発行
- (5) ケナフマークの制定と運営管理
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 団体会員 本会の目的に賛同し、その運営に協力する企業ないし団体
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同し、その運営に協力する個人

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款、又は細則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第11条 本会は、すでに納入された会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役 員

(役員の種類および定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1人を会長とし、副会長を3人、専務理事を1人置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、本会の事業、業務の執行につき、専らこれにあたる。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事は理事会において、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第18条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

第5章 会 議

(会議の種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 役員を選任又は監事の解任、職務及び報酬

(5) 会費の額

(6) その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) 理事の解任

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があった場合。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 理事の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から請求があった場合。

(招 集)

第23条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の1週間前までに発信して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファクス、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、会長が必要を認めて招集するときは、この限りでない。

- 4 前条第2項第1号もしくは第2号又は第3項第2号もしくは第3号の請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会及び理事会において、第23条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第27条 各会員及び各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 4 前2項の規定により表決権を行使する構成員は、第25条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第28条 会長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面又はファクス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第29条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在総数
 - (3) 総会にあっては、出席した会員（書面表決者及び表決委任者を含む）の数、理事会にあっては、出席した理事（書面表決者）の氏名
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び概要並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した者のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第32条 本会の事業計画及び活動予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により当該事業年度開始前に活動予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において出席した会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解 散)

第35条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合 併)

第36条 本会は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第37条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 雑 則

(事務局)

第38条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

(実施規則)

第40条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は、第15条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成22年8月31日までとする。

会 長 稲 垣 寛

副 会 長 鮫 島 一 彦 三 木 輝 久

理 事 宇佐美 盛 爾 勝 井 徹 小 林 良 生 志 水 一 允

木 本 和 伸 豊 福 邦 隆 青 井 透

専務理事 森 川 隆

監 事 藤 原 勝 壽 宮 地 亀 好

- 3 本会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第28条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の会員の年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

団体会員 10万円 個人会員 1万円